

元気のべおか復活対策事業 アスリートタウン延岡合宿誘致特典要綱

(趣旨)

第1条 延岡市は、アスリートタウン延岡づくりを推進するとともに、口蹄疫で停滞した地域経済の復興に資するため、本市でスポーツ合宿を実施する団体に対して、予算の定めるところにより延岡産の牛肉や豚肉を提供するものとする。

(対象事業)

第2条 この要綱に基づく対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、延岡市民以外の者で組織するスポーツ団体（以下「競技団体」という。）が本市で当該競技団体の活動の目的であるスポーツ技術を向上させるために行う合宿（本市内における宿泊であって、アスリートタウン延岡合宿誘致補助金交付要綱及びアスリートタウン延岡復活対策事業補助金交付要綱に定める合宿をいう。以下「合宿」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる合宿については、対象事業としない。

- (1) 本市滞在日数が3日未満の合宿
- (2) ホテル・旅館以外の市営または企業研修所等の宿泊施設に宿泊する合宿
- (3) 国、県又は地方公共団体から助成を受けて行われるもの
- (4) 前号に規定するもののほか、市長が適当でないと認めるもの

(受取対象者)

第3条 この要綱に基づく対象となる者（以下「受取対象者」という。）は、前条に規定する合宿を行う競技団体とする。

2 食肉を必要とする合宿日の参加者に対し、提供する。

(提供する食肉)

第4条 この要綱に基づき提供する食肉は、合宿のため参加した人数1名につき、2,500円分以内の牛肉・豚肉を提供する。

2 対象事業のうち、受取対象者が食肉を必要とする場合のみ、提供する。

(提供方法)

第5条 対象事業についての提供方法は、受取対象者に食事を提供する施設等に賄い食材として提供する。

(申請方法)

第6条 食肉の提供に関する申請は、原則、食肉を必要とする日の3日前までに関係書類を提出する。

2 提出書類は、食肉提供申請書及び合宿参加者名簿とする。ただし、合宿参加者名簿は、賄い食材を食する者のみとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年8月11日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱は、宿泊期間の一部又は全部が平成22年8月11日から平成23年3月31日までの間にある合宿について適用する。